［注］事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる審査対象者については、この限りではない。

2　再認定の受付時期及び場所

平成30年４月１日から平成30年９月30日までの間に、次に掲げる提出場所において申請を受け付けます。

〒100―8930 東京都千代田区霞が関１―４―１（日土地ビル８階）　首都高速道路株式会社財務部契約課（電話03―3539―9315）

3　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　次に掲げる当社ホームページの「法人向け情報」の「競争参加資格」から申請書及び申請書類作成の手引きをダウンロードしてください。

http://www.shutoko.co.jp/business/qualify/

⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとします。ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、②の提出は要しないものとします。

①　競争参加資格審査申請書（建設工事）（様式第１）
②　完成工事高（様式第２）
③　業態調書（様式第３）
④　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
⑤　共同企業体調書（様式第５）（特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）

4　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項の項目について審査を行い、主観的事項の項目と併せ総合点数を算出し、希望工事種別ごとに高点順に配列し、等級を定めた工事種別については等級を付して、再認定を行います。

客観的事項

①　資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
②　建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２まで（平成28年６月１日から平成31年３月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工工事業、解体工事業の技術職員として申請する希望工事種別及びその他の建設業の技術職員として申請する希望工事種別の１種類を合わせた３まで）とします。）
③　希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
④　経営規模、経営状況、社会性等

5　再認定の結果の通知

3⑴に掲げる当社のホームページに「有資格業者名簿」を掲載することにより通知に代えるものとし、競争参加資格認定通知書は発行しません。

6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定の日から平成31年３月31日までとします。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成30年３月16日

分任契約担当者
国立研究開発法人科学技術振興機構
契約部長　岩田　一彦

◎調達機関番号　813　◎所在地番号　13

○第29―137号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27
⑵　導入計画物品及び数量　次期ＯＡシステムサービス　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成31年８月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ）調達するＯＡサービスは、統合認証、グループウエアサービス、アカウント管理、仮想デスクトップ環境、サポート業務支援機能からなる。

①　システムの中立性を確保するため、国際規格・日本工業規格などのオープンな標準または事実上の標準に基づく技術を採用した適切なハードウェア及びソフトウェアで構成すること。
②　出来る限り、クラウドサービスまたはホスティング型プライベートクラウドサービスで提供されること。
③　約2500人の利用者が同時に使用してもストレスなく利用できること。
④　メールや文書データは出来る限り、日本国内に保存され、日本国内法準拠とすること。
⑤　24時間365日、99.9％以上の稼働率を保障するものであること。
⑥　現行データを出来る限り、移行できること。

Ｂ）統合認証

①　ＰＣ（Windowsログオン）、仮想デスクトップ、スマホから利用する場合、共通のＩＤ／パスワードの一回の認証でグループウエアの利用が可能なこと。
②　パスワードは一元管理できること。
③　生体認証など機能を持ち、セキュリティを保ちつつ、出来る限り少ない手番で認証が可能なこと。

Ｃ）グループウエアサービス

①　グループウェアサービスには以下の機能が提供されること。
１．シングルサインオン機能
２．ポータル機能
３．電子メール機能
４．共有アドレス帳機能（組織アドレス帳機能）
５．スケジューラ機能（グループスケジューラ機能含む）
６．電子掲示板機能
７．会議室等施設、備品予約機能
８．大容量ファイル構外共有機能（双方向）
９．文書ライブラリ機能
10．ビデオ会議機能
11．ワークフロー機能
12．社内外のチームコラボレーション機能
②　ＤＲサイトを提供すること。
③　ＰＣでの動作はWebブラウザのみで動作すること。また複数ブラウザ（Google Chromeは必須）で動作すること。
④　ＰＣだけではなくスマートフォン、タブレット端末を使い、メール、カレンダーなどのグループウエア機能にアクセスできること。その際はセキュリティを考慮にいれ、スマートフォン、タブレット端末には添付ファイルなどのデータをダウンロードさせない機能を有すること。
⑤　各サービスの利用に対し、ウィルスチェック、スパムチェック、Webアクセス制限等についてもサービスとして提供できること。
⑥　「働き方改革」及び事務処理業務軽減に寄与できること。

Ｄ）アカウント管理

①　ＯＡサービスで利用するアカウントを一元管理するデータベースを用意すること。データベースからは設定のみで必要なデータをエクポート、インポートが出来ること。